

通行止め遮断機の操作訓練を実施します

～大雨に伴う通行止めに備えます～

長野国道事務所では、大雨による災害の危険から人命を守るため管内に6箇所の事前通行規制区間を設けており、事前通行規制区間では連続雨量が基準を超えた場合、災害発生の可能性が高まると判断し規制区間内の通行止めを行います。

今回、大雨・台風シーズンに備え、異常気象時に万全の防災体制を取るべく、事前通行規制区間に設置している通行止め遮断機の操作訓練を実施します。

※「連続雨量」とは雨の降り始めからの降雨量の累計です。

- 日時：令和5年5月31日（水） 10時30分から11時00分
※片側交互通行を実施予定
- 場所：国道19号 長野市信州新町日原西日名地先
- 訓練内容：通行止め遮断機の操作

※報道機関の皆様へ

当日の取材は可能です。

取材される場合は、5月30日（火）16時までに下記の問い合わせ先にご連絡下さい。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 長野市政記者クラブ 長野市政記者会
長野県庁会見場

<問い合わせ先>

関東地方整備局 長野国道事務所

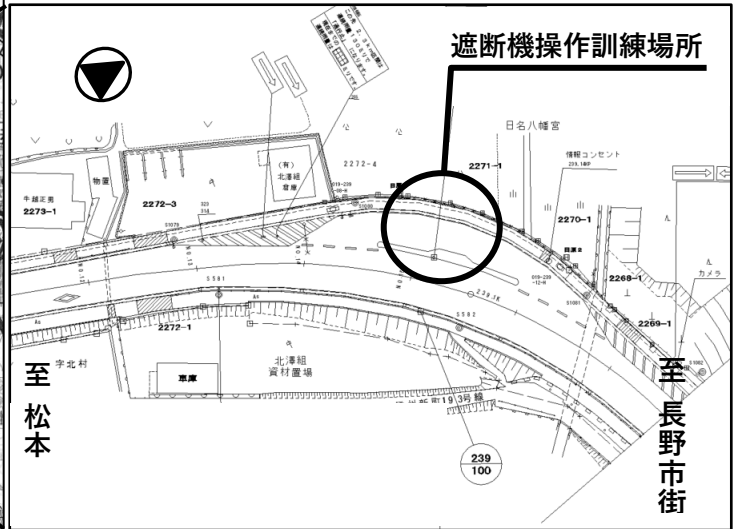
電話：026-264-7001（代表） メールアドレス：ktr-nagakoku-koho@nyb.mlit.go.jp

副所長 西東 俊郎（さいとう としろう）（内線：205）

防災室長 横田 篤史（よこた あつし）（内線：409）



[国道 19 号 長野市信州新町日原西日名地先]



遮断機操作訓練位置図



職員が大雨水害に備え遮断機の操作方法を確認（過年度訓練の実施状況）

事前通行規制とは…



台風などの大雨による土砂崩れや落石の恐れがある箇所について、過去の記録などをもとに通行規制基準を定めています。「事前通行規制」は、災害が発生する前に、この基準により通行止めを行うものです。規制雨量に達した場合、このように遮断機を降ろし、通行止めを行います。

長野国道事務所管理区間における事前通行規制箇所

No.	路線名	規制区間	(通称名)	延長 (km)	規制条件
①	18	長野県長野市豊野町川谷 ~ 長野県上水内郡飯綱町倉井	(川谷)	2.00	連続雨量 150 mm
②	19	長野県東筑摩郡生坂村池沢 ~ 長野県長野市大岡甲	(野平)	17.70	// 130 mm
③	19	長野県長野市信州新町日原西日名 ~ 長野県長野市信州新町大原	(日原)	2.30	// 130 mm
④	19	長野県長野市信州新町上条杖突 ~ 長野県長野市七二会笹平	(水内)	8.70	// 130 mm
⑤	19	長野県長野市篠ノ井秋古 ~ 長野県長野市安茂里小市	(秋古)	3.50	// 130 mm
⑥	20	長野県諏訪郡富士見町下葛木 ~ 長野県諏訪郡富士見町富士見	(富士見)	7.70	// 150 mm

